

＜選定基準＞審査項目とポイント

審査項目	加算項目	種別	ポイント数
①救急医療機関の種別	A	三次救急医療機関（救命救急センター）	1ポイント
	B	二次救急医療機関（救急告示病院、病院群輪番制参加病院）	1ポイント
②脳卒中の急性期医療における種別	C	一次脳卒中センターコア（日本脳卒中学会認定）	1ポイント
	D	一次脳卒中センター（日本脳卒中学会認定）	1ポイント
	E	脳血管内治療による血栓回収術が実施可能	1ポイント
	F	脳梗塞に対するt-P Aによる脳血栓溶解療法が実施可能	1ポイント
③心疾患の急性期医療における種別	G	急性大動脈解離手術が実施可能	1ポイント
	H	胸痛搬送ルールに参加している（緊急心臓カテーテル検査及び治療を24時間365日実施可能である）	1ポイント
	I	緊急心臓カテーテル検査及び治療が実施可能	1ポイント

- ◆ いずれも申請時点の事実とする。
- ◆ A～Iについて、それぞれ該当する場合に対応するポイント数を加算する。
（①②③それぞれの審査項目毎に複数該当する場合もある。）
- ◆ ポイントの合計点数が上位の申請者から順位を決定し、順位が高い者から順に予算の範囲内で補助事業者として採択する。
- ◆ 複数の申請者においてポイントの合計点数が同ポイントとなった場合には、当該申請者間の順位については、令和7年度における県内救急搬送受入人数（県消防救急課集計）の多い順に決定する。